

下水道だより

未来に引き継ぐ下水道 vol.15

令和4年8月16日発行
上下水道管理課

☎237-5811 FAX237-5819

津市の下水道事業をもっと知っていただくために、下水道事業の現状・課題・経営状況をシリーズでお伝えしています。

下水道設備の整備や維持管理には多額の費用がかかります。適切に使用することで施設や機械の寿命を延ばし、維持管理にかかる経費の削減につながります。そこで、今回はマンホールポンプの仕組みと、下水道に流してはいけないものについてお知らせします。

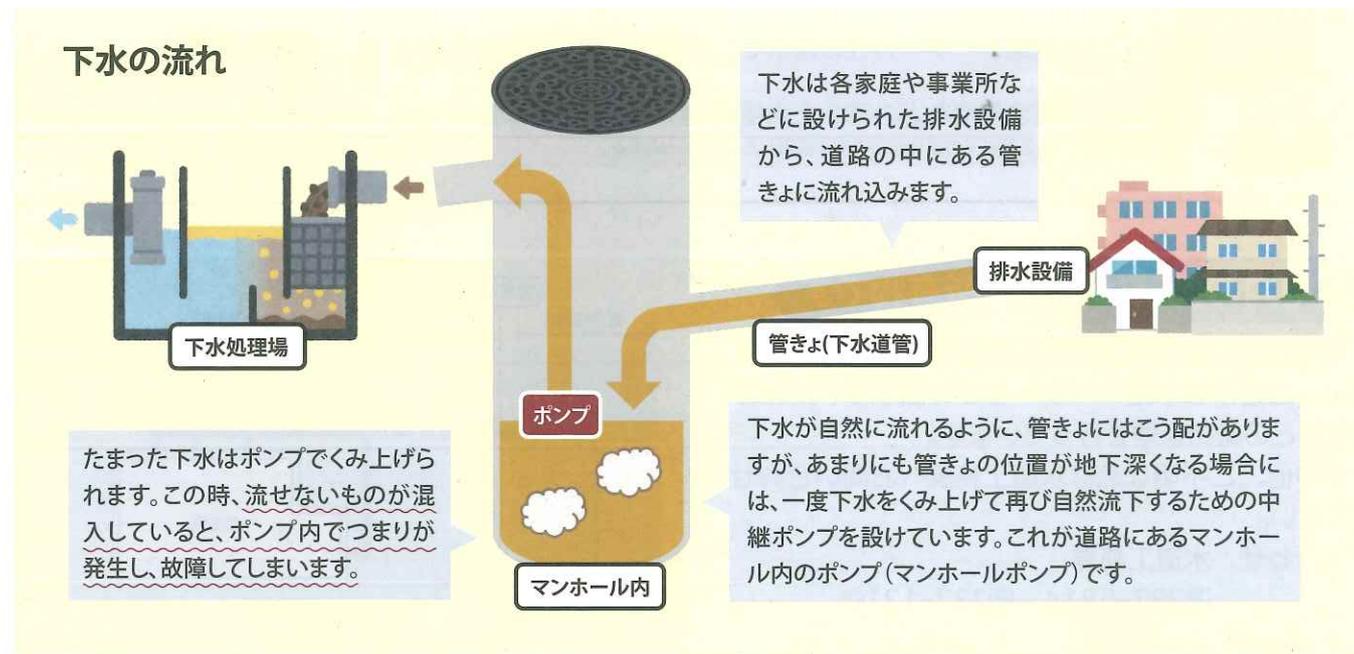
マンホールポンプの仕組み

家庭や事業所から出る下水は、いつ排水されてもきちんと処理されるよう、24時間体制でさまざまな施設や機械が動き続けています。しかし、下水施設で処理できないものを流してしまう人が後を絶たず、下水道のつまりが多発しています。

下水は道路にあるマンホール内に設置したポンプ(マンホールポンプ)でくみ上げられ、下水処理場へ送られます。このマンホールポンプは小さい

施設のため、流せないものが入るとつまりが発生し、ポンプが停止してしまいます。

下水が流せなくなると、多くの世帯でトイレや炊事などができなくなり、多大な影響が生じます。快適な生活を送るため、そして下水施設の維持管理にかかる経費の削減のためにも、下水道に流すことができるものを再確認し、適切な利用にご協力ください。



下水道のつまりが多発しています！

下水道のつまりの原因で多いもの

- ×ウエットティッシュ
- ×ティッシュペーパー
- ×ペーパータオル
- ×マスク
- ×生理用品
- ×紙おむつ
- ×タオル
- ×水に溶けにくいトイレトーパー*

※近年、水に溶けにくいトイレトーパーが流通しており、マンホールポンプのつまりが多発しています。



問い合わせ 下水道工務課 ☎239-1036 FAX239-1037